



しゅうなん 農業委員会だより

発行 / 周南市農業委員会

創刊号 令和5年9月1日発行

編集 / 農業委員会広報委員会

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8574

F A X 0834-22-8575

メール nogyo@city.shunan.lg.jp

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選がありました

▶ 2～3ページで紹介しています



【写真の説明】 農地パトロールの様子。8月から9月にかけて遊休農地や荒廃農地、無断転用などを把握する農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

会長
あいさつ



周南市農業委員会
会長 山下 敏彦

7月24日開催の令和5年第8回総会において、農業委員の互選により、引き続き会長の重責を担うことになりました。身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重大さを痛感し、日々精進して与えられた職責を全うしたいと存じます。

これからの3年間、公平・公正・透明性に基づき、明るく開かれた信頼される農業委員会の運営に努め、「チーム農業委員会」として、本市の農業・農村の発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き皆様方より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、農業委員会の活動を、農業者及び一般の市民の皆様により身近で目に見える活動として広くお伝えするため、この度、独自の情報誌「しゅうなん農業委員会だより」を発行することになりました。

地域目線での紙面づくりに努めて参りますので、末永くご愛読いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選

任期満了に伴う改選により、令和5年7月24日に、市長から任命された農業委員会の委員（「農業委員」といいます。）19名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員（「推進委員」といいます。）32名が誕生しました。任期は、共に令和8年7月23日までの3年間です。

平成28年4月施行の改正農業委員会等に関する法律により、「農地等の利用の最適化」の推進が最重要の必須事務に加わり、農業委員と推進委員の体制になって、3期目となります。

改選後の役員体制

会長 …… 山下 敏彦 会長職務代理者 …… 笠井 保雄

農業委員(19名)の紹介 50音順



向道

秋貞 啓子



須々万

有馬 俊雅



鹿野南部

市川 進



高水

笠井 保雄



徳山・久米・榑浜 敬南・大津島

兼重 智



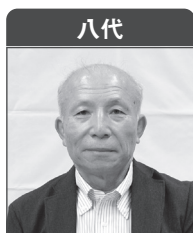
勝間・大河内

河内 邦雄



中須

佐伯 伴章



八代

佐伯 信治



菊川

重永 正人



長穂

白石 純治



須金

高橋 恵



夜市・戸田の一部

瀧山 美智子



富田・福川

田中 榮作



三丘

歳光 時正



鹿野東部

野村 邦幸



鹿野北部・鹿野西部

林 俊一



和田

藤井 孝



(中立委員)

藤原 典子



湯野・戸田の一部

山下 敏彦



農業委員

市の全区域の農地利用の最適化に努め、農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動の許可や転用許可などを審議して、最終的に合議体として決定します。

総会での審議に先立ち許可案件の現地調査や推進委員と連携して地域活動を行うため、全市域を地区割し、各農業委員の担当地区を定めています。

推進委員

担当区域において、「農地等の利用の最適化」のために、利用状況調査、利用意向調査、日常的な農地パトロールなどの実践的な現場活動を行います。

「農地等の利用の最適化」の推進

①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進などによる、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

地区協議会

今期より、市内を5地区に分け(南部、西部、徳山北部、熊毛、鹿野)、各地区に協議会を設置しました。

農業委員と推進委員が地域活動の課題等について協議し、認識の共有化を図るとともに、連携して地域に密着した農地利用の最適化を進め、農業の持続的発展に寄与します。



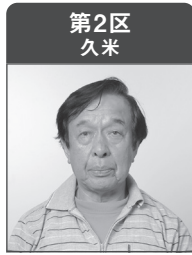
農地利用最適化推進委員(32名)の紹介

担当区域番号順



第1区
徳山・大津島

戸倉 正和



第2区
久米

本居 忠志



第3区
榑浜・鼓南

村田 菜々子



第4区
夜市

山縣 一登



第5区
戸田

土井 威



第6区
湯野

大田 恵子



第7区
四熊1(東部)

井上 秀男



第8区
四熊2(西部)

重國 義和



第9区
下上・小畑

吉光 眞正



第10区
菊川

山本 正則



第11区
大向

仲子 辰司



第12区
大道理

福原 靖史



第13区
長穂

西林 幸雄



第14区
須々万1(北部)

河野 壽夫



第15区
須々万2(南部)

有馬 善己



第16区
中須1(中須南)

形岡 瑛



第17区
中須2(中須北)

佐伯 貴生



第18区
須金

須田 加弥子



第19区
富田・福川

田中 英二



第20区
和田1(北部)

友田 光



第21区
和田2(南部)

渡邊 久夫



第22区
八代

河村 清



第23区
高水

山縣 公明



第24区
呼坂

大田 良充



第25区
大河内

藤井 重男



第26区
安田

松谷 昭友



第27区
小松原

藤吉 幾雄



第28区
鹿野1(北部)

潮田 秀彦



第29区
鹿野2(東部)

植田 収



第30区
鹿野3(中心部)

山本 茂



第31区
鹿野4(南東部)

村木 実



第32区
鹿野5(南西部)

貞弘 勝

任期満了により退任された方々

お世話になりました。

前
農
業
委
員

- 岩田 実さん
- 原田 雅之さん
- 弘中 壽さん
- 松田 孝行さん
- 山崎 光夫さん

前
推
進
委
員

- 石田 信行さん
- 中野 政弘さん
- 中村 文一さん
- 藤井 澄子さん
- 藤本 敏路さん
- 松岡 清治さん
- 山田 孝治さん



相続登記の申請が義務化されます

全国的な所有者不明土地の増加を背景に、民法、不動産登記法等が改正されました。
本市が把握する農地で、相続登記がされずに、所有者死亡のままの土地が約8,000筆あります。

●相続登記の申請の義務化(令和6年4月1日施行)

不動産の相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。正当な理由なく申請をしなかった場合は10万円以下の過料の適用対象となります。

相続等によって不動産の所有権を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。施行日(令和6年4月1日)後に発生した相続のみならず、施行日前に発生している相続で名義変更を行っていない場合も対象となります。



●相続人申告登記の創設(令和6年4月1日施行)



相続人間の合意形成がまとまらないなど速やかに相続登記を申請することができない場合は、自らが相続人であることを申告すれば相続登記の申請義務を果たしたものとみなされる制度である相続人申告登記が創設されています。

ただし相続人申告登記をした後に遺産分割協議が成立し、不動産を最終的に相続する相続人が決まった場合には遺産分割の日から3年以内にその名義変更のための登記を行う必要があります。

農業経営の意向に関する調査にご協力をお願い

令和5年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、周南市は、地域(市街化区域を除きます。)が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画(地域計画)を令和7年3月末日までに、策定・公表することとされています。

この地域計画の策定にあたっては、周南市は協議する場を設け地域の農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を協議し、将来の耕作者をイメージした地図(目標地図)を作成することとなっています。



農業委員会は、目標地図の素案を作成するため「優先して残すべき農地」を定め、その農地について、約10年後の農業経営に関する意向を把握することを目的に、推進委員がタブレットを活用しながら、農地の所有者や農業者の方々の「農業経営の意向に関する調査」を実施します。

地域の農業の将来の在り方を検討する上で、大変重要な調査ですので、調査にお伺いした際はご協力をお願いします。